

2 現況と課題





2 現況と課題

2-1 都市の現況

(1) 人口・世帯数

葛飾区は、住民基本台帳でみると平成10年1月1日現在の人口420,271人、176,976世帯となっています。最近20年間の推移をみると、人口はほぼ横ばいであるのに対して、世帯数は増加傾向にあり、1人暮らしや少人数の家族が増えていることが分かります。

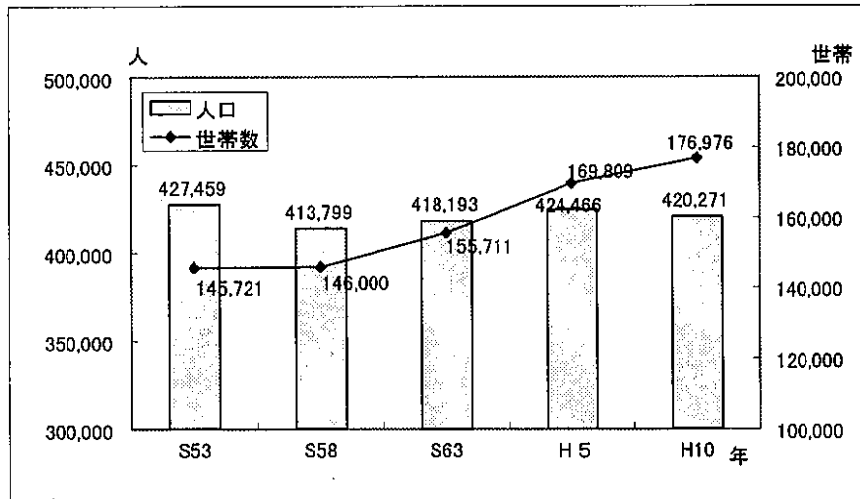


図 2-1 人口・世帯の推移

葛飾区の人口密度は、平成10年1月1日現在で12,063人/k㎡となっており、区全域が人口密度が4,000人/k㎡かつ合計人口が5,000人以上の地域である人口集中地区(DID地区)となっています。特に、柴又などの東部、亀有やお花茶屋などの中央部、最南部の新小岩などが人口密度の高い地区となっています。

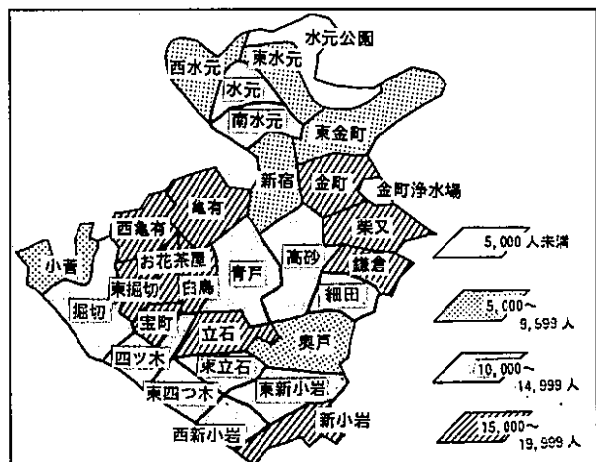


図 2-2 人口密度分布(平成9年1月1日現在)



(2) 市街地の状況

① 土地利用の現況

葛飾区は 34.84 km²の広さがあり、全域が都市計画区域、荒川・江戸川・中川・新中川を除く地域が市街化区域に指定されています。

	面積(ha)
都市計画区域	3,484
市街化区域	3,015
市街化調整区域	469

土地利用現況調査によると、平成8年時点の土地利用は、区全域の29.6%を占める住居系をはじめ、道路や鉄道用地などの交通系、屋外駐車場や公園等の空地系等が多くみられます。また、区の地形的特徴である荒川や江戸川などの大規模河川を含む水面・河川(河川敷は除く)は、区全域の8.8%を占めています。

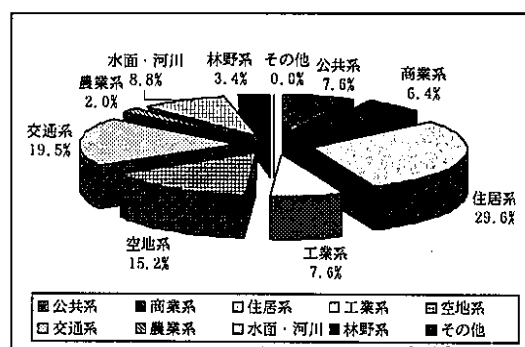


図 2-3 土地利用比率

平成3年と比較すると、独立住宅や畑、専用工場などが大幅に減少しており、屋外利用地等、集合住宅に著しい増加がみられます。

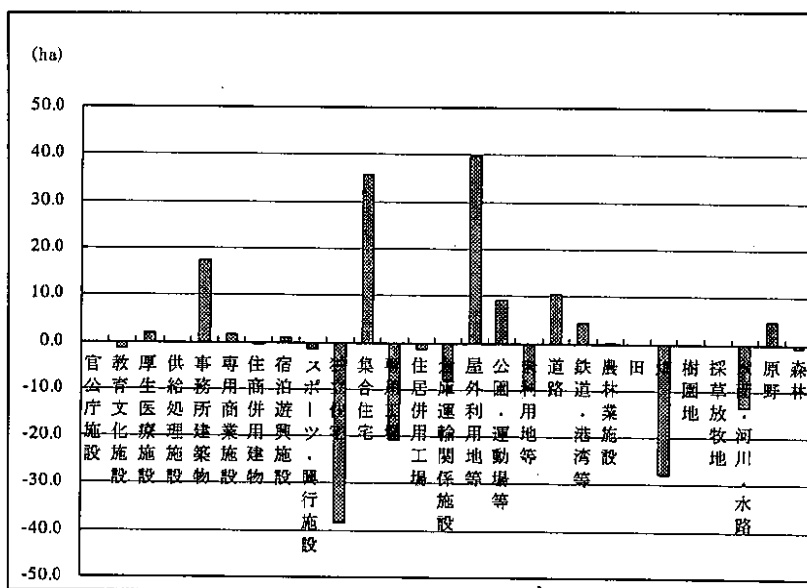
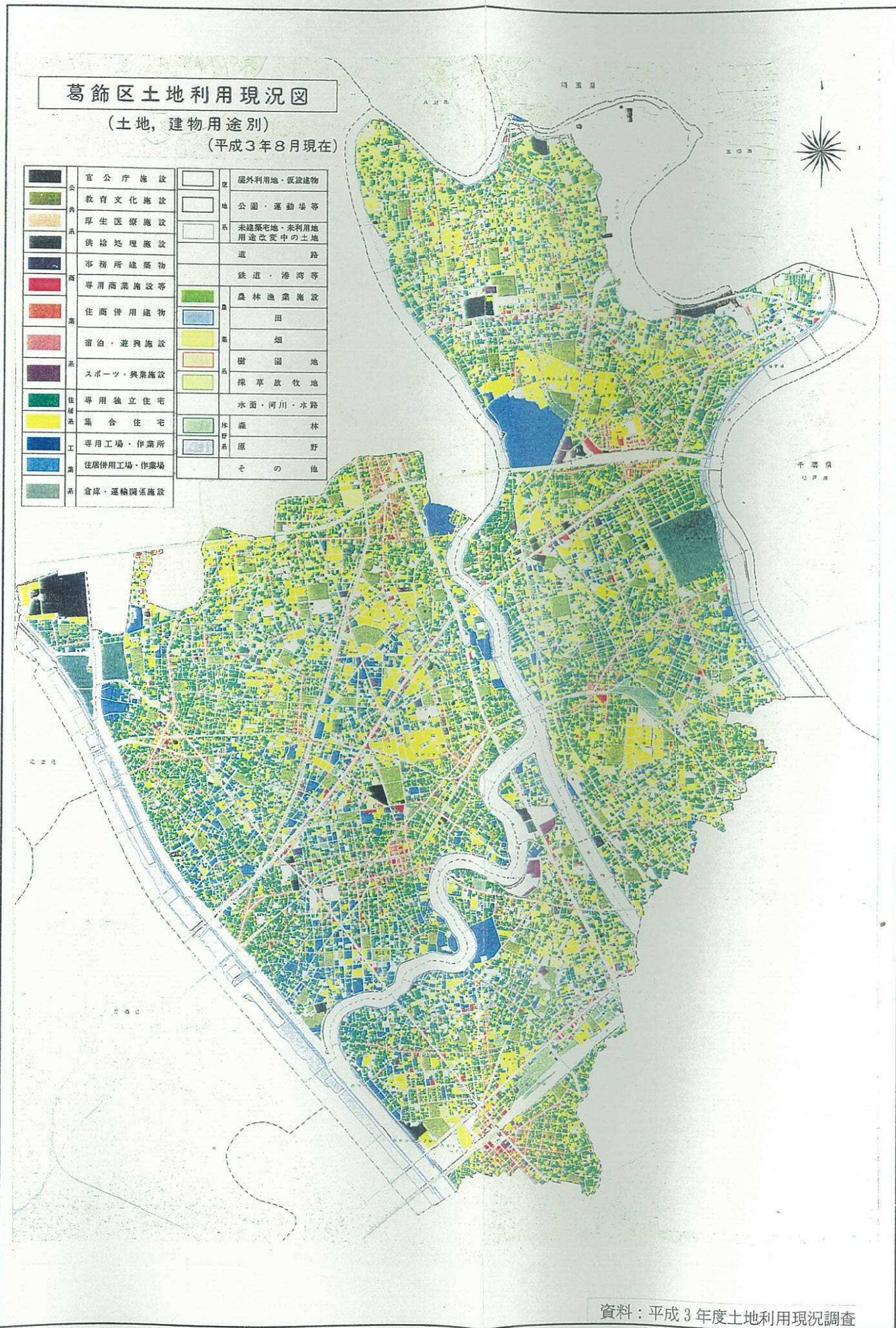
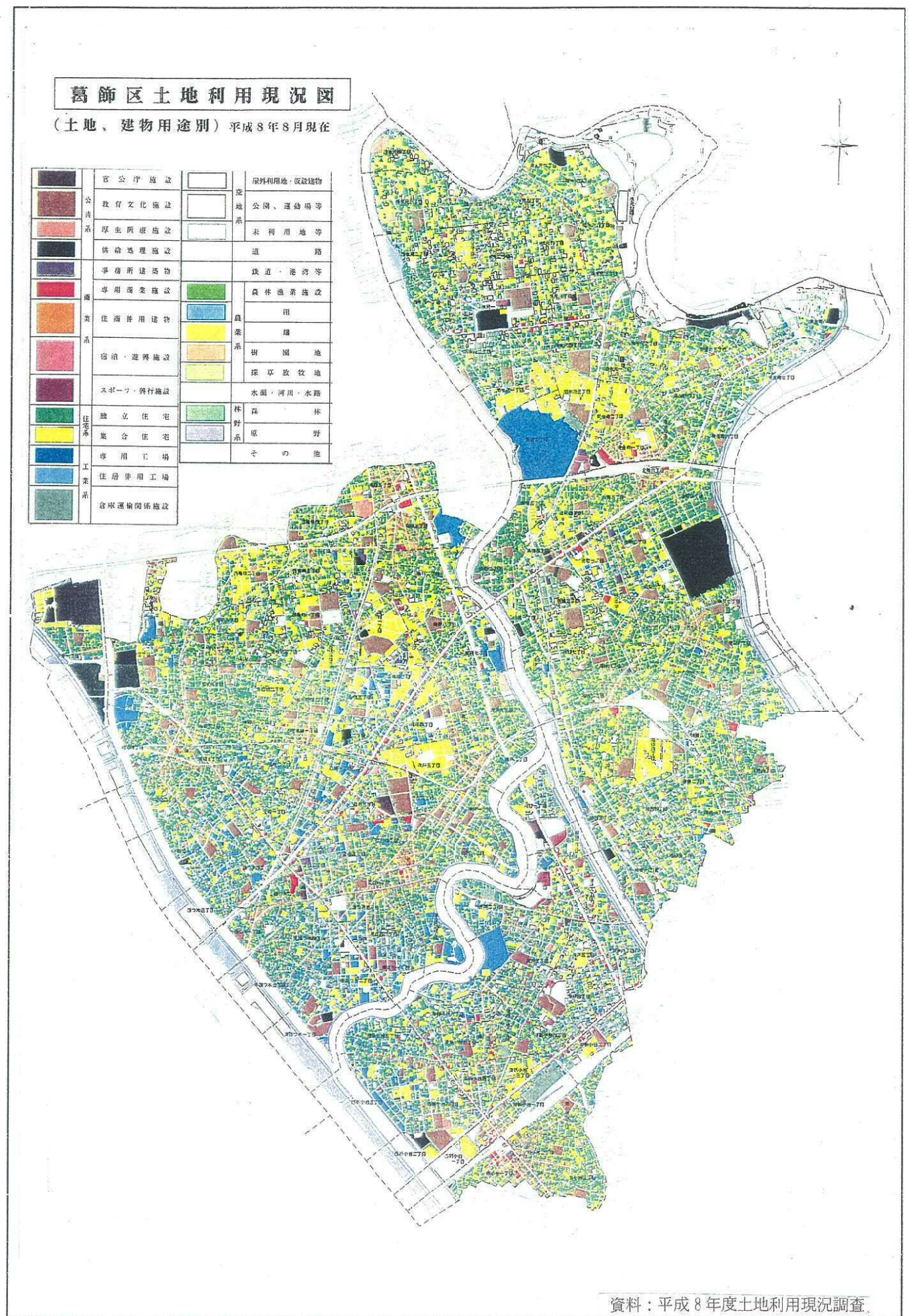


図 2-4 平成3～8年度の土地利用の変化



資料：平成3年度土地利用現況調査

図 2-5 平成3年度土地利用



資料：平成8年度土地利用現況調査

図 2-6 平成8年度土地利用



②密集市街地の状況

葛飾区においては、土地区画整理事業等による市街地整備が進められていますが、いまだ、南部を中心に住居と工場等の工業系施設が混在し、道も細街路が多い密集市街地もみられます。特に立石や四つ木などの南西部は、防災上の危険性が高く、重点整備地域・重点地区に指定されています。

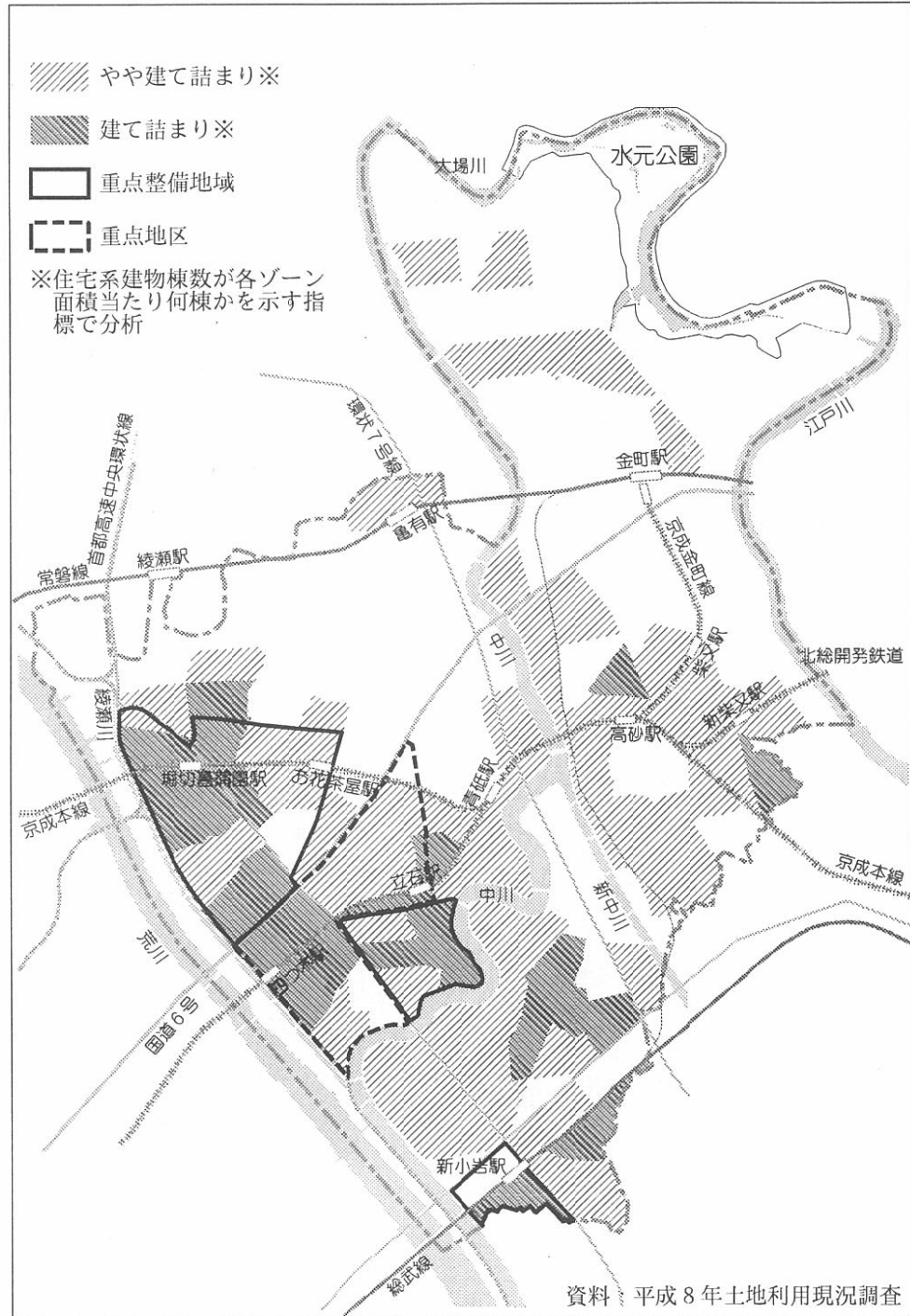


図 2-7 建て詰まりの状況



(3) 河川・水路の現況

①河川・水路の歴史

葛飾区は、東に江戸川、西に荒川、北に大場川、中央に中川、新中川という区の地理的特性となっている河川が流れており、また、区内には縦に水路がはりめぐらされていました。

これらの河川や水路は、区の市街地の形成に直接大きな影響を与えるとともに、単に自然条件としての特性のみならず、地域の産業や人々の生活、さらには区民の意識にも大きな影響を与えてきました。

特に、今では見ることはできませんが、江戸川堤には1905年に日露戦争終結記念として約2,000本の桜が、また中川堤には1922年に御大典記念事業として約1,200本の桜が植えられ親しまれていました。

その後は、産業との関わりが少なくなるにつれ、河川や水路に対する人々の関心が遠のき、現在は水路の埋め立てや堤防整備により、景観的にも水との関わりが少なくなってきました。しかし、新しい都市空間の創造の中で、河川や水路は、生活にゆとりとうるおいを与え、かつ災害時の避難場所やレクリエーションの場、または、都市景観の向上といった多様な役割が求められています。

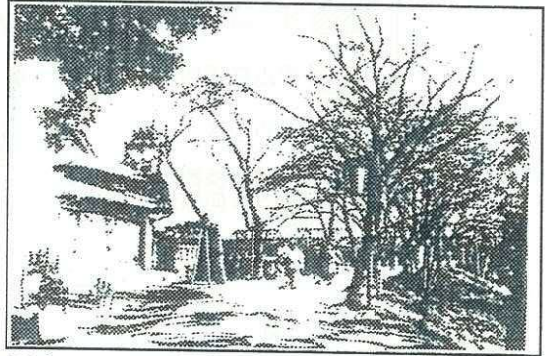


写真 2-1 江戸川堤の桜並木(昭和6年)

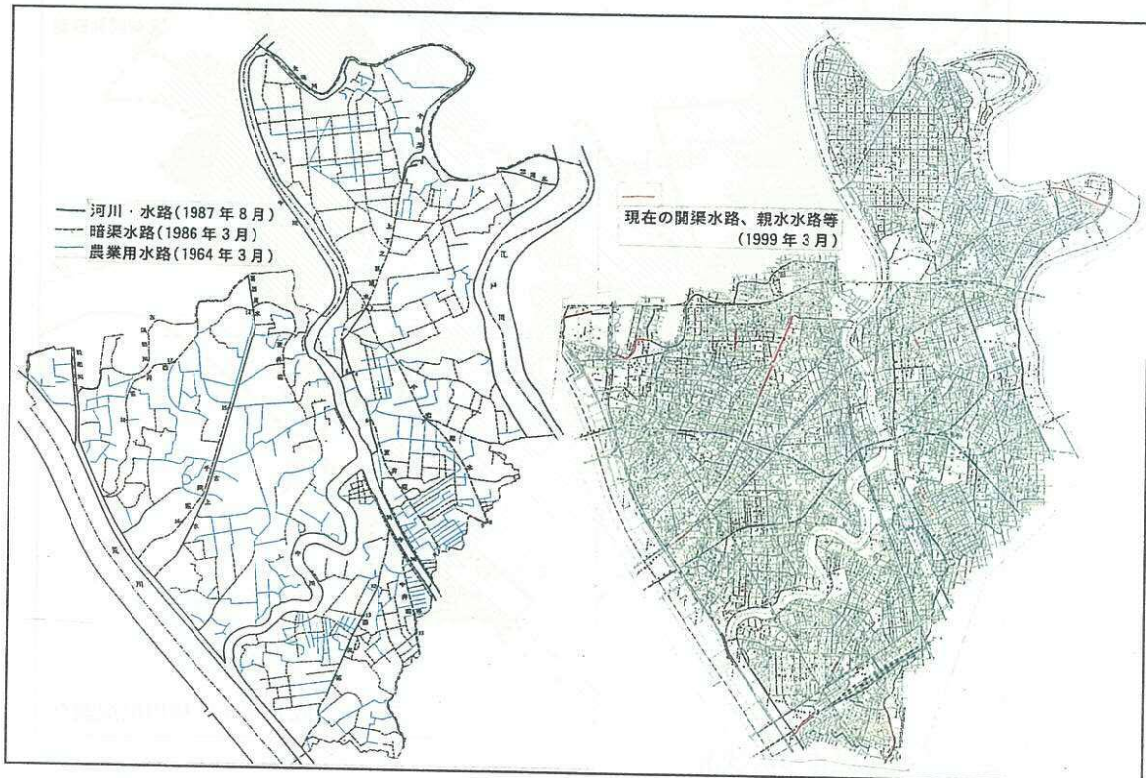


図 2-8 葛飾区の水路



②大規模河川の現況

●江戸川

徳川氏は、江戸入府以来、大きな河川改修を行ってきましたが、その最大のもは、利根川東遷と言われる事業で、東京湾に注いでいた利根川水系を直接太平洋に注ぐ流路につなぎました。太日川という渡良瀬川の流末は、利根川東遷により派川となりましたが、江戸に通じる水運ならびに灌漑幹線として改修され、江戸川と称されるようになりました。

現在は、広い河川敷が野球場やゴルフ場等の親水活動に利用されています。また、矢切の渡しの渡し船等により、大規模河川のうちで最も親しみを持てるという意見が多い川です。

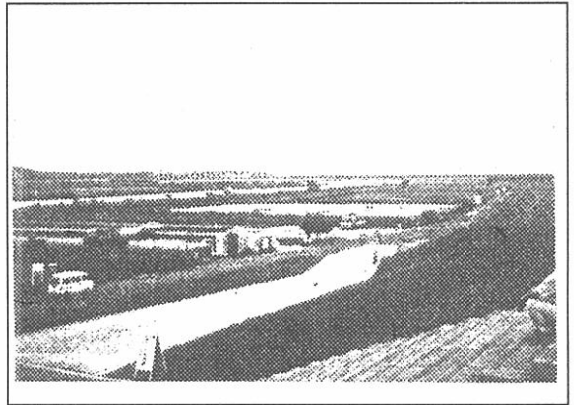


写真 2-2 江戸川の現況

●荒川

かつてはその名の通り「荒れる川」であり、しばしば流路を変えていました。江戸時代に利根川から切り離されてからも洪水を繰り返していたため、明治44年から20年を要して開削されたのが荒川放水路、現在の荒川です。

この放水路の開削により、治水には大きな効果がありましたが、葛飾区は東京の市街地の発展から切り離され、農村地帯としての性格をとどめることにもなりました。

現在は、広い河川敷が自然公園や野球場等に利用されていますが、河川敷までのアクセス箇所の不足や高速道路により、まちと分断される印象を受けます。

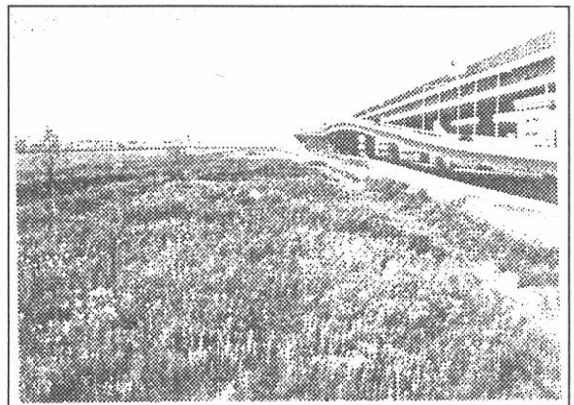


写真 2-3 荒川の現況



●中川

利根川の東遷事業で東京湾に注ぐ流量が減少したことにより、浅瀬やよし洲・砂地が出現し、新田などの開拓が盛んに進められるようになりました。このような農地を貫く排水幹線路として、徳川吉宗の命により開削されたのが現在の中川です。大きく蛇行させる当時の治水工法は、現在も中川七曲がりとしてその形態を現在に伝えています。

現在は、護岸とフェンスにさえぎられているため、水辺に近づくことができず、また河川敷を持たないため、親水活動はほとんど行われません。

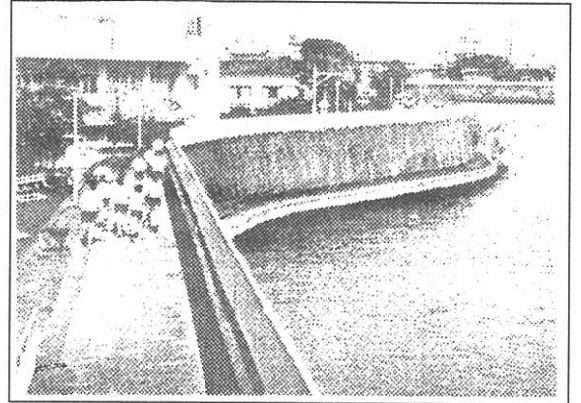


写真 2-4 中川の現況

●新中川

中川の洪水対策として、区内ではもっとも新しく開削され、昭和 38 年に中川放水路として、完成しました。河川敷を持たないが、親水テラスが整備され、釣りや散歩などの活動が行われています。

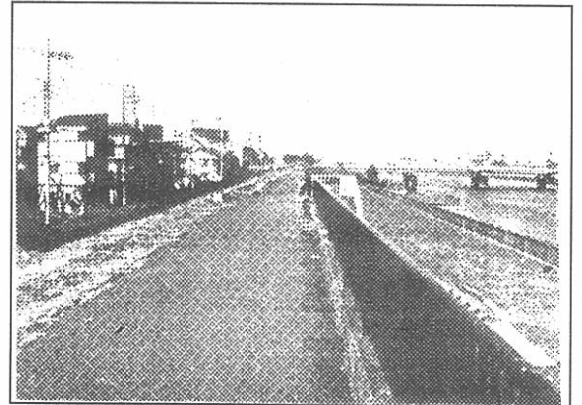


写真 2-5 新中川の現況



2-2 緑とオープンスペースの現況

(1) 緑の現況

① 緑被の考え方

緑被地とは、樹木や草などの緑に覆われた部分および農地を指し、緑被率とは、緑被地面積が区域面積に対して占める割合です。

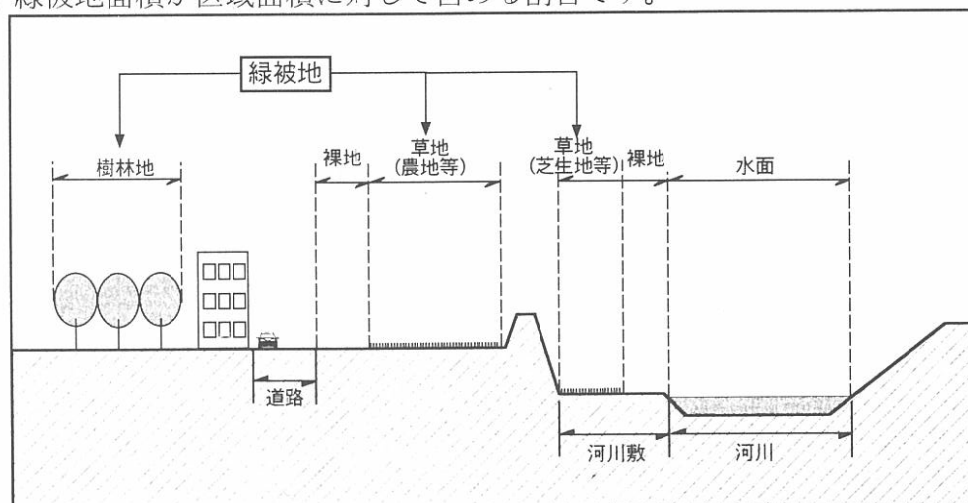


図 2-9 緑被地の考え方

② 緑被地の面積

平成 10 年 1 月現在で 300 m²以上のまとまりのある緑被地は、樹林地が 120.6ha、農地を含む草地在 228.1ha、これらをあわせた緑被地 348.7ha は区の面積の 10%にあたります。樹林地の約 2/3 は公園等の公共の土地にあり、草地在の約 2/3 は民有地にあります。地区別に見ると、水元地区が最も多く、亀有・青戸地区で最も少なくなっています。

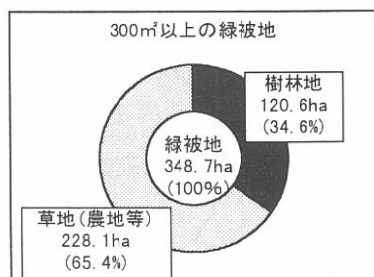
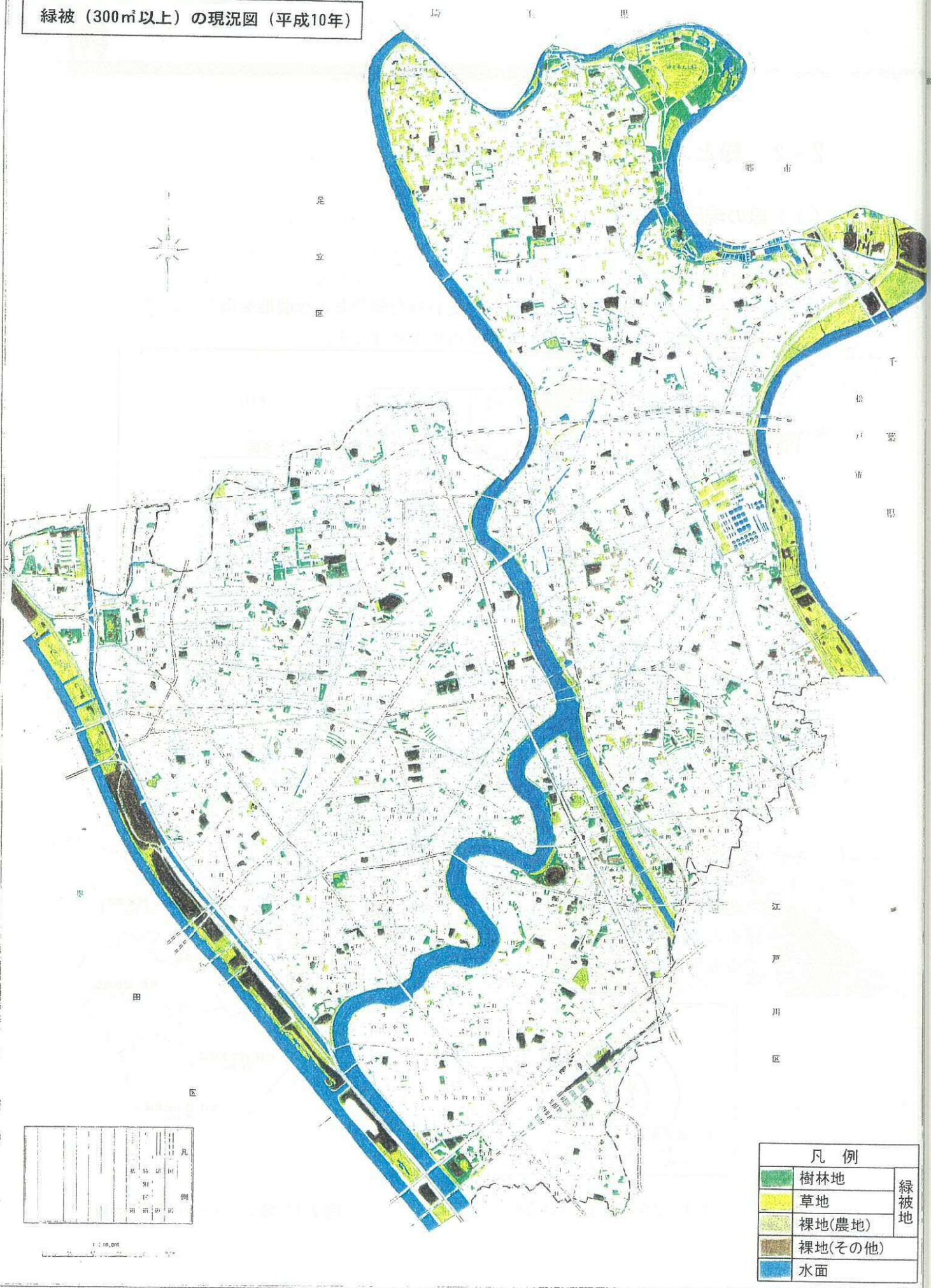


図 2-10 300 m²以上の緑被地



図 2-11 300 m²以上の緑被地面積

緑被 (300㎡以上) の現況図 (平成10年)



凡例	
	樹林地
	草地
	裸地(農地)
	裸地(その他)
	水面

図 2-12 緑被地等 (300㎡以上) の現況図 (平成 10 年)



③緑被率

300 m²緑被地の現況をもとに推計すると、すべての緑被地を対象とした平成 10 年の緑被率は 14.5%となります。昭和 55 年と比較すると、5.5%の減少となっており、若干増加している樹木被覆率に対して、草地率は著しい減少がみられます。

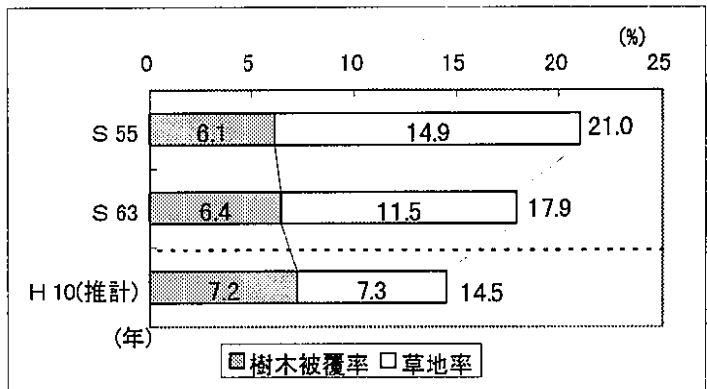


図 2-13 緑被率の推移

推計方法：

- ・ 樹林地は、平成 10 年の 300 m²以上の樹林地と、昭和 63 年調査の 300 m²未満の樹林地をあわせた。
- ・ 草地は、昭和 55 年から 63 年までの減少率が平成 10 年まで続いたと仮定した。

23 区内の緑被率をみると、渋谷区など 20%を超える区がある一方で、荒川区などのように 10%未満の区もあります。葛飾区の緑被率 14.5%は 23 区中 15 番目となり、平均よりやや低い位置にあるといえます。

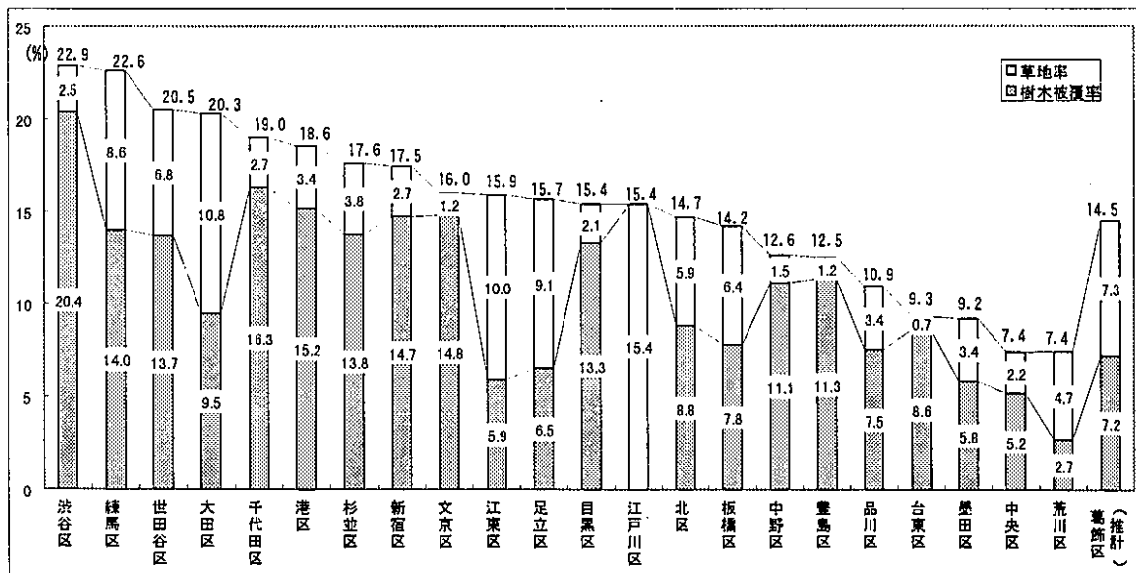


図 2-14 23 区の緑被率の現況

調査方法：

- ・ 電話による各区への個別ヒアリング調査。
- ・ 対象年度は昭和 62 年から平成 10 年までで、各区で異なる。
- ・ 農地は草地とみなす。
- ・ 江戸川区は樹木被覆率と草地率の区分を行ってない。

緑被地



(2) オープンスペースの現況

①確保すべき緑地の現況

オープンスペースのうち、将来的に保全される担保性の高い確保すべき緑地は761.4 ha(平成10年4月1日現在)あります。そのうちの約60%は堤外地である河川区域にあり、葛飾区の特徴といえます。しかし、河川区域以外の市街地における都市公園等の緑地は、地域的隔たりや量的に少ないなどの問題があります。

表 2-1 確保すべき緑地の現況

区分	面積等	堤内地(市街地)		堤外地(河川区域)		区全域	
		ヶ所	面積(ha)	ヶ所	面積(ha)	ヶ所	面積(ha)
都市計画公園	街区公園	20	8.0			20	8.0
	近隣公園	4	8.8			4	8.8
	地区公園	1	4.9			1	4.9
	特殊公園(区立)	1	1.0			1	1.0
	特殊公園(都立)	1	145.0			1	145.0
	都市公園	67	15.4			67	15.4
都市緑地	5	14.2	3	436.1	8	450.4	
条例設置公園	3	5.4			3	5.4	
児童遊園	177	10.3			177	10.3	
区立運動場	2	3.1			2	3.1	
都市施設とする緑地 計		281	216.2	3	436.1	284	652.3
生産緑地地区		230	31.8			230	31.8
区民農園		25	2.8			25	2.8
民間遊び場		13	2.1			13	2.1
自然保護区域・自然再生区域		3	1.4			3	1.4
保存樹林		26	4.0			26	4.0
河川区域				3	32.3	3	32.3
風致地区		(1	164.8)				
各種制度に基づく緑地 計		297	42.0	3	32.3	300	74.3
寺社林		79	7.4			79	7.4
企業のグラウンド		2	1.3			2	1.3
浄水場		1	26.1			1	26.1
社会通念上安定した緑地 計		82	34.8			82	34.8
緑地 総計		660	292.9	6	468.4	666	761.4

都市施設とする緑地

公園緑地等の都市施設とする緑地は652.3haあり、区民一人当たりの面積は15.5㎡となっています。これは河川区域に含まれる都市緑地の面積が大きく影響しています。

各種制度に基づく緑地

生産緑地地区等の各種制度に基づく緑地は、風致地区を除いて74.3haあります。これらの大部分は生産緑地地区と河川区域とで占められています。

社会通念上安定した緑地

寺社林等の社会通念上安定した緑地は34.8haあります。面積としては金町浄水場が大きく、個所数では、寺社林が多く区内全域で見られます。



②都市公園等の現況

都市施設とする緑地の中でも、都市公園等についてまとめます。ここでの面積は、平成10年4月1日現在の開園している部分を対象としています。

都市公園（都市計画公園含む）

区内にある都立公園は、水元公園の1ヶ所であり、71.5haが開園されています。区全域にある公園面積の約半分を占める、大規模な公園です。

区立公園は、101ヶ所54.3haが整備され、その中には、堀切菖蒲園や柴又公園など、特色があり人々に親しまれているものが含まれています。

児童遊園

区内には、もっとも身近なオープンスペースである児童遊園が、177ヶ所10.3ha整備されています。

条例設置公園

下水処理場の上部に整備された小菅西公園などの条例設置公園は、3ヶ所5.4haあります。

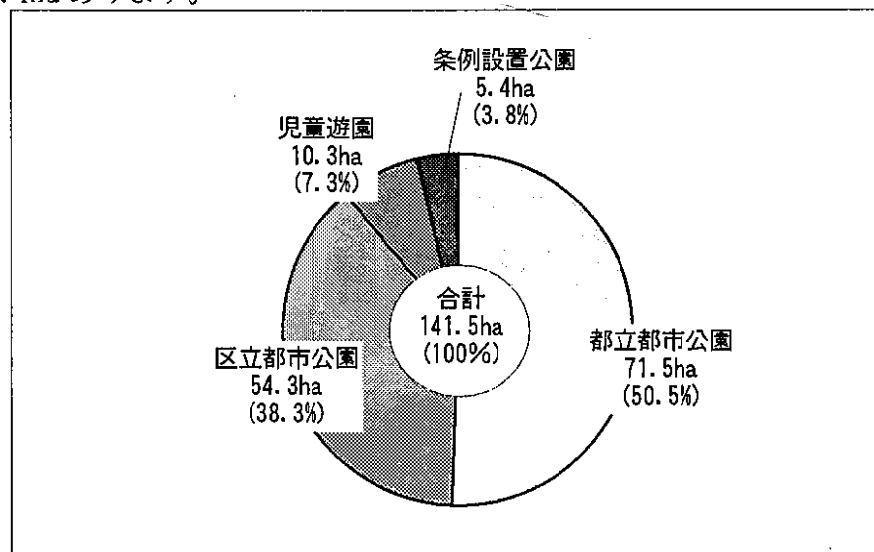


図 2-15 都市公園等の面積

一人当たりの公園面積

これらの公園等の面積は合計141.5haとなり、区民一人当たりの面積は3.3m²となります。

確保すべき緑地の現況図

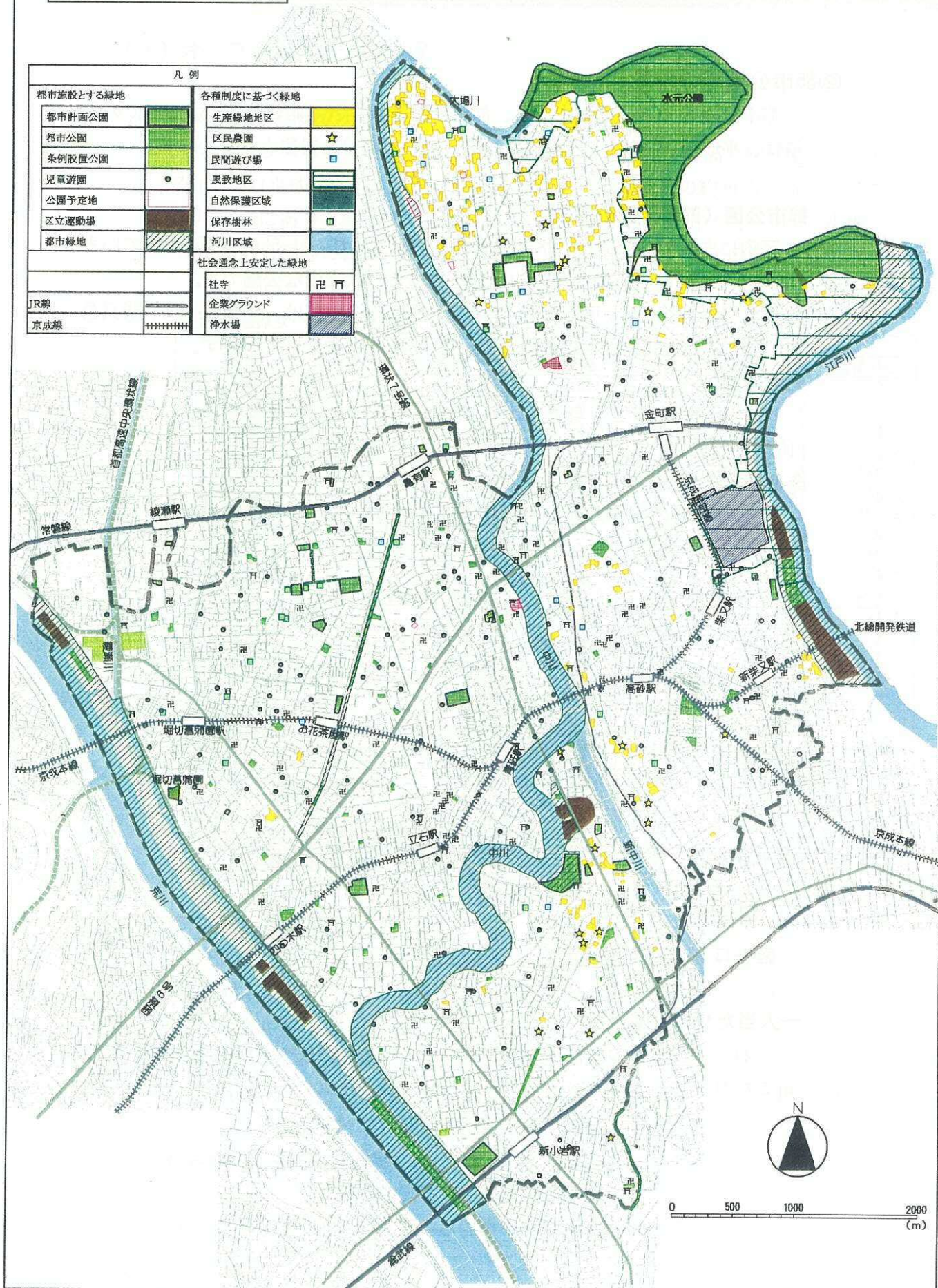


図 2-16 確保すべき緑地の現況図



(3) 葛飾区における緑化推進施策

① 緑化施策の経緯

現在までの葛飾区における緑づくりの経緯は、以下のようにまとめられます。

1971 (S46)	<ul style="list-style-type: none"> 区の花を「花菖蒲」、樹木を「シダレヤナギ」に指定
1974 (S49)	<ul style="list-style-type: none"> 緑の現況調査 (S49. 4～S50. 1) 東京都葛飾区緑化審議会設置 「緑の豊かな明るい住宅都市葛飾を実現するための緑化に関する基本的な計画及びその推進の基本的な方策」について
1975 (S50)	<ul style="list-style-type: none"> 東京都葛飾区緑の保護と育成に関する条例及び同施行規則の施行 <ol style="list-style-type: none"> 緑化基準の設定 1000 m²以上の工場を対象とする「緑の協定」の制度化 保存樹木・樹木の指定 緑化推進協力員制度ほか
1976 (S51)	<ul style="list-style-type: none"> 葛飾区緑化推進協力員運営要綱
1977 (S52)	<ul style="list-style-type: none"> 葛飾区開発行為及び大規模造成等による住宅等建設に関する緑化指導取扱要綱 500 m²以上の開発行為に伴う緑化の指導と緑化計画書提出の義務づけ
1979 (S54)	<ul style="list-style-type: none"> 葛飾区基本構想 将来像「水と緑ゆたかな心ふれあう住みよいまち」「生活環境」の項目の中で緑化を位置付けた
1980 (S55)	<ul style="list-style-type: none"> 緑の現況調査 (S55. 4～S56. 3) 東京都が葛飾区全域を緑化地区として指定 S55～59年の5か年間に官民合わせて32.9haの緑地の創出を目標とする
1982 (S57)	<ul style="list-style-type: none"> 東京都葛飾区緑の保護と育成に関する条例、同施行規則の一部改正 <ol style="list-style-type: none"> 緑化基準の改定 建ぺい率を考慮した計算式の導入 緑化推進協力員を50人から60人へ増員 保存樹木の指定基準の改定 幹周りの直径を0.4mから0.35mへ変更
1983 (S58)	<ul style="list-style-type: none"> 葛飾区グリーンバンク事業の運営に関する要綱 葛飾区生垣造成補助金交付要綱(4月)
1984 (S59)	<ul style="list-style-type: none"> 東京都葛飾区緑化推進功労者感謝状贈呈要綱
1986 (S61)	<ul style="list-style-type: none"> 緑のプロムナード計画 不要となった水路を埋めて緑道として整備
1987 (S62)	<ul style="list-style-type: none"> 東京都葛飾区中高層集合住宅等建設指導要綱 緑地の創出(500 m²以上)
1988 (S63)	<ul style="list-style-type: none"> 緑化推進計画調査 (S63. 4～H元. 3)
1989 (H元)	<ul style="list-style-type: none"> 東京都葛飾区緑の保護と育成に関する条例、同施行規則の改正 <ol style="list-style-type: none"> 緑地協定：準公共施設緑化事業
1990 (H2)	<ul style="list-style-type: none"> 葛飾区特定大規模地域緑化推進事業(H2～H6) 白鳥二丁目地区ほか422haを対象とし、緑化事業を展開する



1991 (H3)	・ 緑による修景設計(提言)、葛飾区緑化推進計画
1993 (H5)	・ 水辺のプロムナード計画ー水辺整備基本計画報告書ー 〈荒川・綾瀬川・中川・新中川編〉
1995 (H7)	・ 水辺のプロムナード計画〈江戸川・水元小合溜・大場川編〉 ・ 葛飾区水と緑の自然環境ネットワーク計画
1996 (H8)	・ 葛飾区環境基本計画



②現在行っている施策

現在、葛飾区では、市街地の緑を増やすために、以下の制度によって緑づくりを行っています。

生垣造成補助事業

区内で新たに生垣を造成する場合、生垣の設置者に対し経費の一部を補助することにより、区内の緑化を推進し、安全で良好な生活環境を確保することを目的とします。対象は高さ1 m以上、延長2 m以上の生垣で幅員4 m以上の道路に面した場所です。昭和58年度から平成9年度までに延長で約5,200mの生垣がつくられています。



《施工前》

《施工後》

写真 2-6 アパートのブロック塀の生垣化

準公共施設緑化事業

区内の緑化を推進するため、準公共施設と緑地協定を締結し、その緑化工事を区が行い、緑豊かな街並みを形成することにより、地域の良好な生活環境を創造することを目的とします。対象は私立の学校や福祉施設等で、平成9年度までに30個所の施設で行われています。

緑化推進協力員事業

区の実施する緑化に関する施策に協力し、緑の保護と育成に関する運動を自ら積極的に進める民間協力者を育成するもので、現在は60名となっています。

平成8年には、環境・緑化フェアの手伝いや、施設見学会等が行われました。



グリーンバンク事業

宅地の造成、家屋の増改築等で不要となった樹木を区の費用で引取り、希望者に斡旋します。また、引取り希望のない樹木は、とりあえず圃場に仮植しておき引取り希望者に提供します。昭和58年より開始され、平成9年までに5,089本が提供され、4,940本が引き取られました。

保存樹木・樹林

1m 50cmの高さで幹の直径が35cm以上の樹木及び、500㎡以上の樹林を保存していきます。平成10年度末現在で、保存樹木として1,445本、保存樹林として26ヶ所・約4.0haが指定されています。

緑化指導

敷地面積が500㎡未満の集合住宅については、「葛飾区中高層集合住宅等建設指導要綱」第21条により、敷地面積500㎡以上の住宅等については、「葛飾区緑の保護と育成に関する条例」第17条により緑化面積を確保するものとします。平成9年度には、500㎡以上の敷地を持つものに対し、23,711㎡の緑化を行いました。

工場緑化（緑の協定）

敷地面積1,000㎡以上の工場を対象に、緑の育成に関する協定（「緑の協定」）を締結し、苗木の斡旋等、緑の育成に必要な措置を講じます。なお、この協定の期間は、協定を締結した日から5年間となっています。



2-3 区民意向

(1) 区民意向調査

①調査概要

調査日時:配布:平成10年7月28日(火)・回収締切:平成10年8月10日(月)

調査対象:区内に住む20歳以上の男女

調査人数:4,500人

地区比率:7地域毎に人口按分(葛飾区基本構想、基本計画による地区区分)

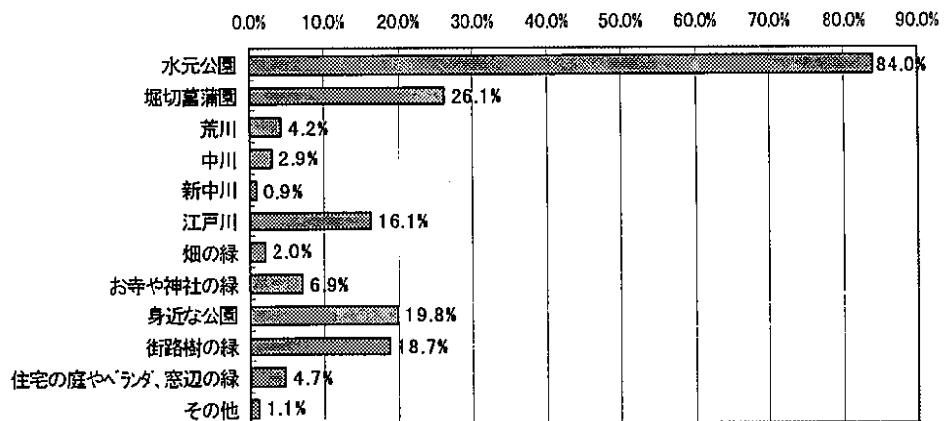
男女比率:各50%

調査方法:郵送調査法によるアンケート

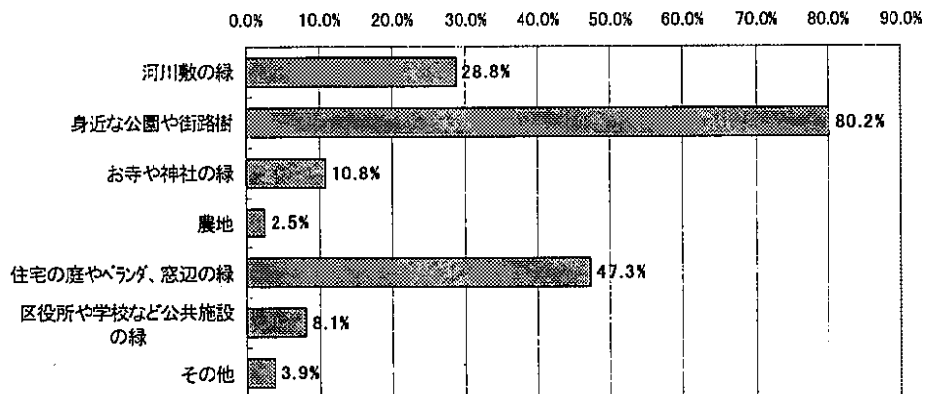
回収結果:1,612票(35.8%)

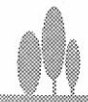
②調査結果

区を代表する緑

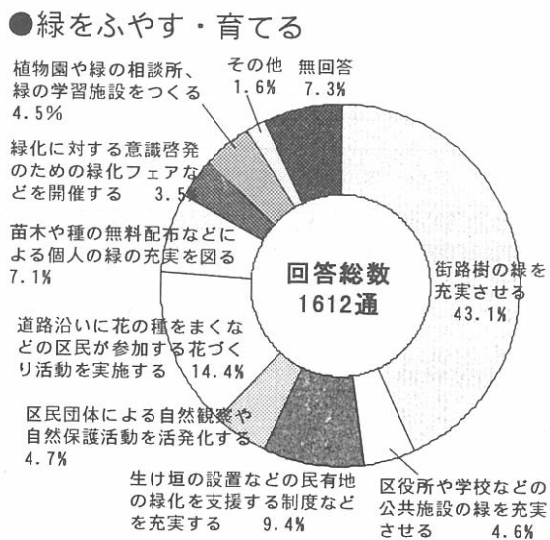
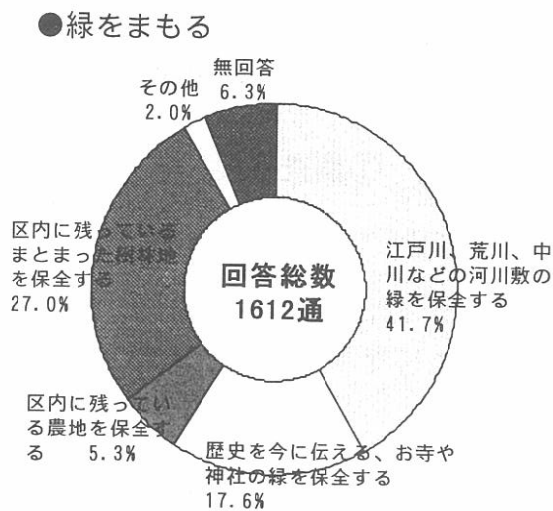
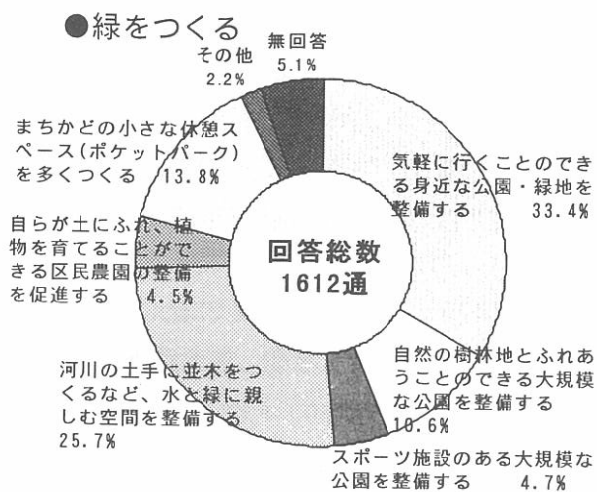


日頃、緑とふれあっている場所

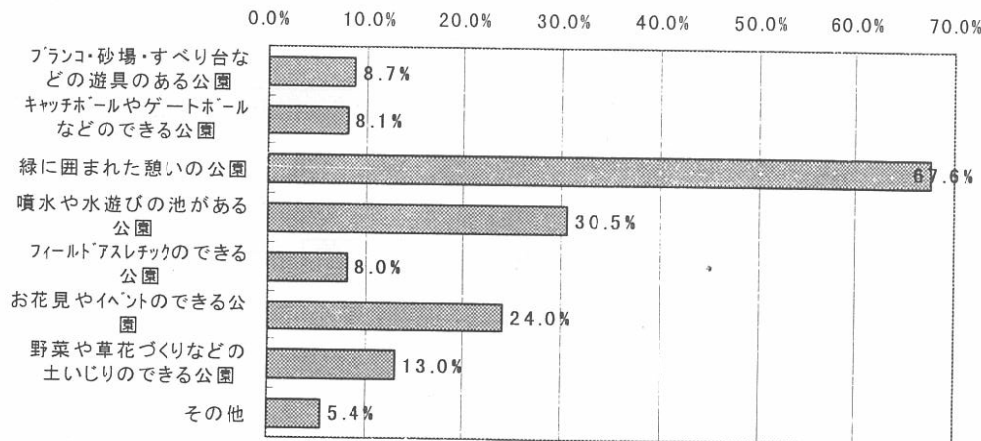


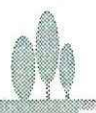


今後、緑のまちづくりを進める上での重点



身近な公園に望むもの

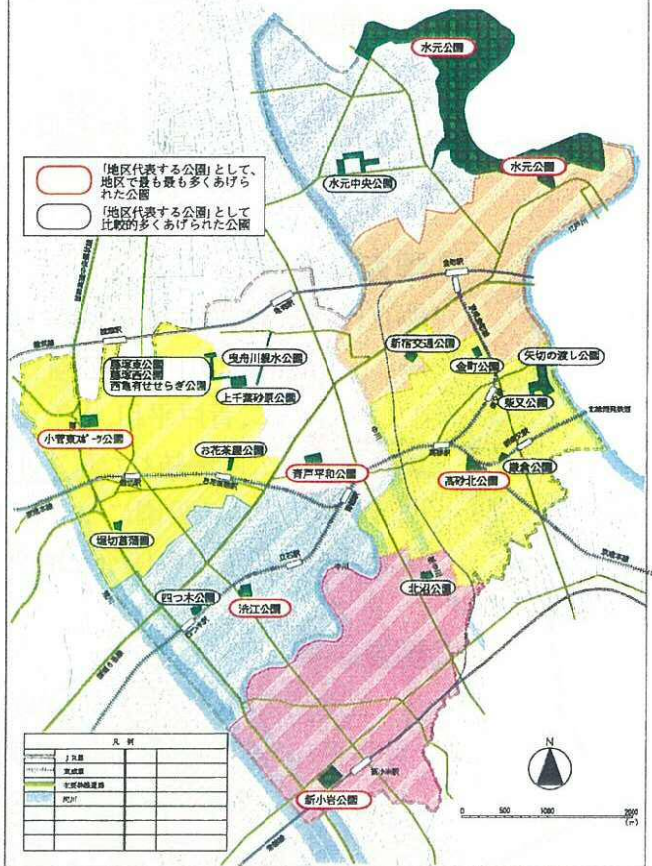




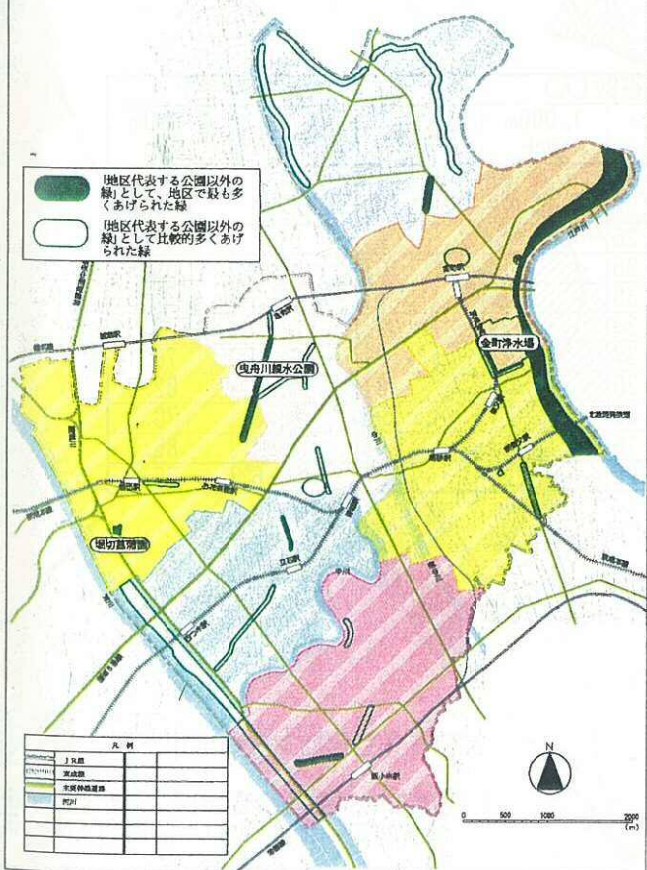
地区を代表する公園の緑
 地区を代表する公園以外の緑
 身近にある魅力的な緑の景観

地区を代表する緑としては、水元公園等の比較的規模の大きな公園が挙げられています。地区を代表する公園以外の緑では、江戸川や街路樹等が挙げられています。身近にある魅力的な緑の景観では、地区を代表する公園および公園以外の緑の中から挙げられています。

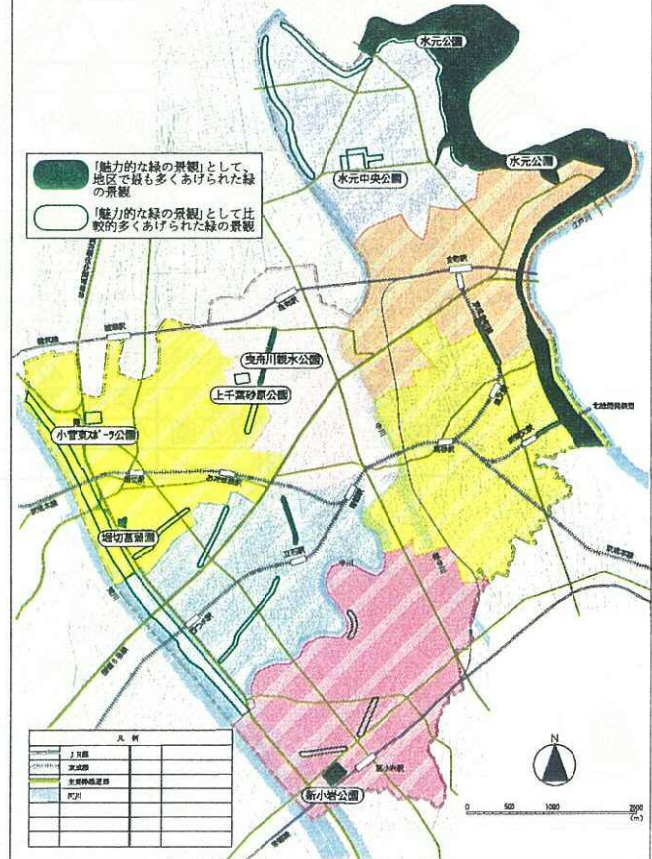
●地区を代表する公園の緑



●地区を代表する公園以外の緑



●魅力的な緑の景観



、中
 敷の



(2) 公園利用調査

区内にある1～2 ha程度の規模を持つ公園の誘致距離を把握するため、公園利用者に対してヒアリング調査を行いました。

①調査概要

調査日時：平成10年7月26日～8月5日

場 所：区内の中規模公園(水元中央、新宿交通、高砂北、北沼、南奥戸・南奥戸第二、青戸平和、上千葉砂原、小菅東スポーツ、渋江、新小岩の各公園)

調査対象：公園を訪れた人、小学生から高齢者まで

回 答 数：1つの公園につき約100人、合計927人

集計方法：利用者の住所を地図上にプロット

②調査結果

公園利用者のうち、500m以内に居住する人の割合が50%を超えているのは、南奥戸・南奥戸第2公園、高砂北公園であり、これらは1,000m以内で90%近くに達しています。一方、北沼公園を利用する人のうち約半数が1,000m以上離れた場所に居住しています。また、河川や鉄道の線路、あるいは国道等の交通量の多い道路は誘致を阻害する分断要素として働いています。

表 2-2 公園利用調査結果

公園名	回答数(人)				割合(%)	
	500m以内	500m～ 1,000m	1,000m 以上	合計	500m以内	1,000m 以内
水元中央公園	28	39	22	89	31.5	75.3
新宿交通公園	42	32	26	100	42.0	74.0
北沼公園	18	25	40	83	21.7	51.8
高砂北公園	56	36	11	103	54.4	89.3
上千葉砂原公園	28	38	25	91	30.8	72.5
新小岩公園	34	34	24	92	37.0	73.9
渋江公園	33	37	22	92	35.9	76.1
青戸平和公園	42	30	15	87	48.3	82.8
小菅東スポーツ公園	26	39	27	92	28.3	70.7
南奥戸・南奥戸第2公園	69	15	14	98	70.4	85.7
10公園計	376	325	226	927	40.6	75.6

公園利用調査結果



図 2-17 公園利用調査結果



2-4 解析・評価

(1) 4系統別の解析・評価

①環境保全の視点

- 区の最大の地形的な特質である荒川、江戸川、中川、新中川を始めとした河川と、準用河川に指定された水元小合溜を有する水元公園は、区内では貴重となった広大な自然的空間を形成しています。これらの空間は、多くの野鳥や水生植物も含めた豊かな生態系を育み、また、都市部を中心に大きな問題となっているヒートアイランド現象の緩和などの機能も有しています。今後も現在の水辺環境を保全していくとともに、水質浄化や自然護岸等による自然回復等に対応した整備が求められます。
- 水元公園から江戸川沿いに指定されている第二種風致地区は、残存農地や屋敷林などとともに戸建て住宅が建ち並ぶ風致を形成しています。しかしながら、これらのまとまった緑は駐車場や集合住宅に変わりつつあり、この環境の維持、新たな創出が求められます。
- 水元さくら堤にある“フジバカマの自生地”や大場川中州が自然保護区域に指定され、その区域にある“自然植生群落、野鳥、昆虫”が保護の対象となっています。これらは区内の貴重な自然資源となっているため、今後とも保護が求められます。
- 市街地においては、小さな公園や生産緑地あるいは寺社林などが地域の住環境を良好に保つ貴重な緑となっています。また、まとまった緑の少ない住工混在地域においては、鉢植えの盆栽や生け垣がその代替としての役割を担っています。これらの公園や住宅の緑は、特定の樹種に偏った植栽や日陰地に密植され、樹木と樹木を取り巻く環境が十分に整備されていない状況がみられます。今後は、接道部を中心に植栽するとともに、潜在的な植生を考慮し、緑の生態的な質を高めていくことが望まれます。

<環境保全>の視点から見た緑地

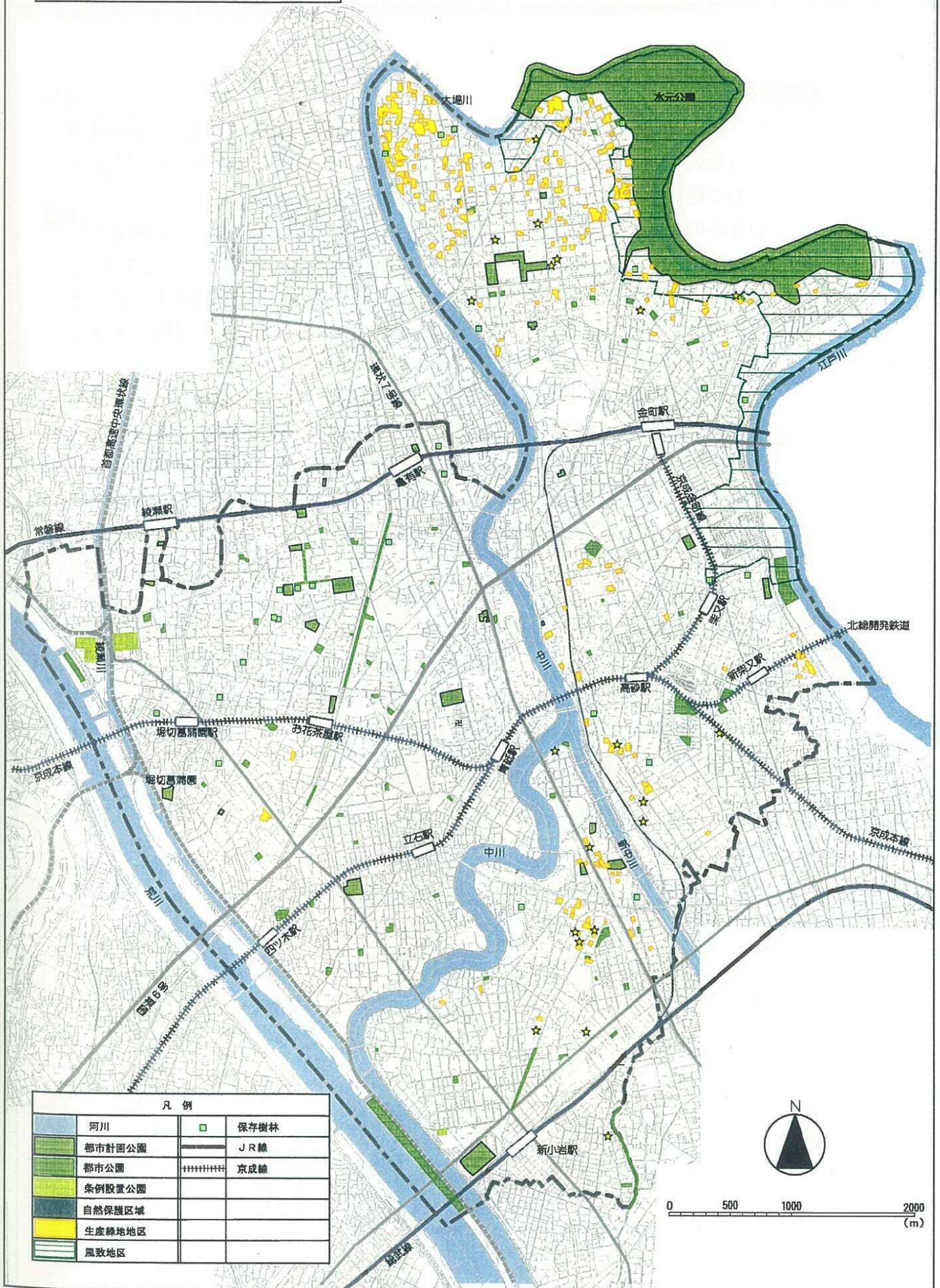



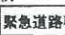


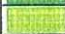



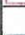


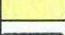
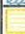
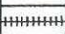






図 2-18 <環境保全>の視点から見た緑地

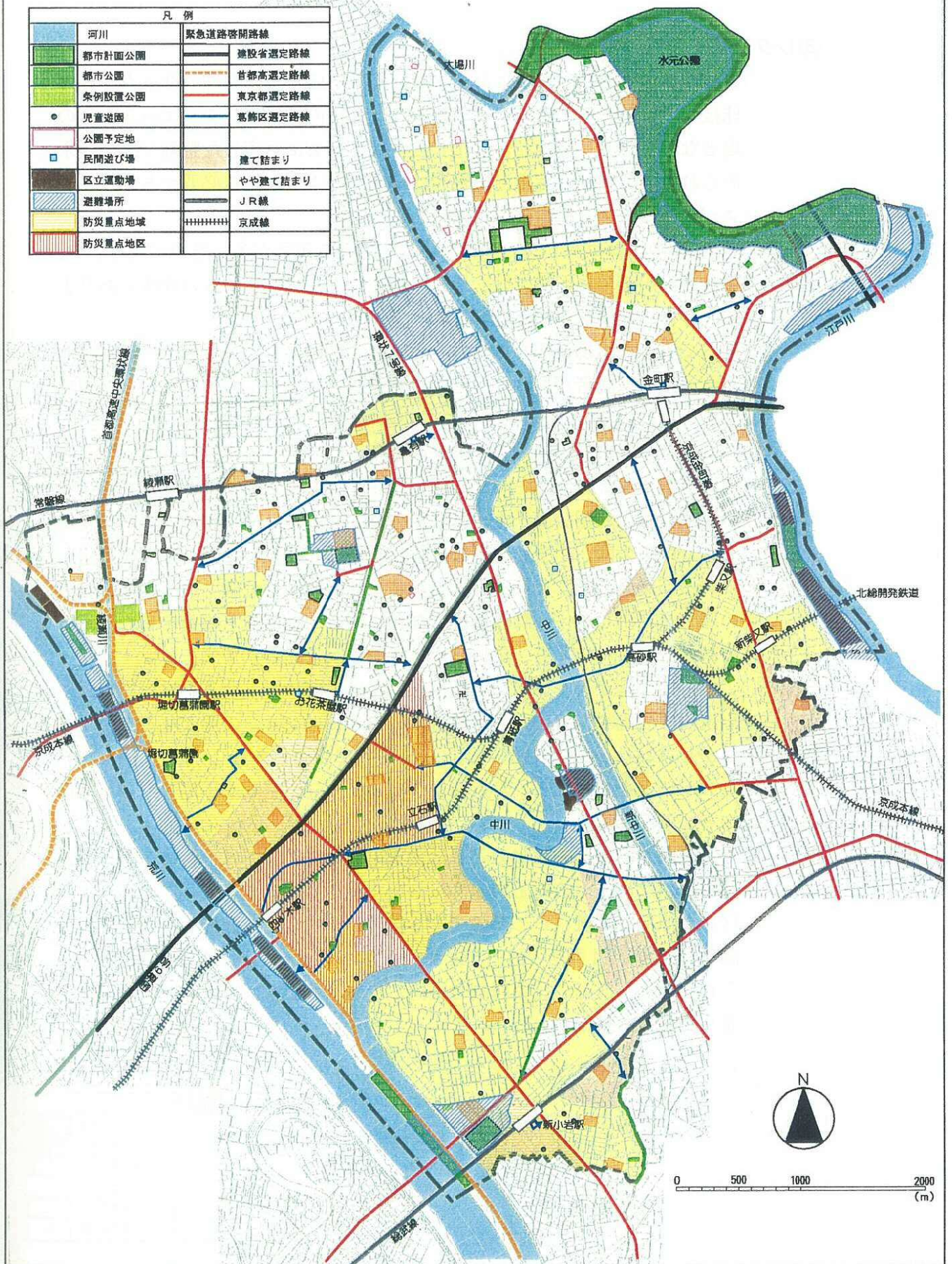


②防災の視点

- 区内を流れる荒川、江戸川、中川、新中川等の大規模河川は、その幅員から延焼遮断帯としての機能を有しているため、今後とも保全していくとともに避難場所や避難経路としての活用の促進が求められます。
- 4本の広域幹線道路（水戸街道、蔵前橋通り、環状7号線、平和橋通り）を始めとする主要道路は、区の骨格的な延焼遮断帯の役割を果たしており、また、大地震発災後の避難・救護・救急・消火活動・緊急物資の輸送などに対応する緊急道路となるため、延焼の遮断や区民の安全な避難を考慮した量感ある植栽や更なる沿道の緑化の推進が求められます。
- 現在広域避難場所として、区内に新四つ木橋地区東岸、新小岩公園・平井大橋地区、奥戸運動場、都営高砂団地一帯、水元公園・江戸川緑地一帯（江戸川河川敷A）、柴又野球場・江戸川緑地一帯（江戸川河川敷B）、上千葉砂原公園一帯の7箇所と、足立区に中川公園一帯の計8箇所が指定されています。今後、東京都震災予防条例に定められている1人当たりの有効面積（場所内の建物、道路などを除く、利用可能な避難空間の面積）1㎡以上を確保することを原則として、更なる避難場所の確保が求められます。
- 現在、福祉施設や学校が災害時の避難所に、また、公園が一時集合場所に指定されています。しかし、密集市街地などでは避難する場所や延焼を防止するスペースが不足しており、災害時の区民の安全性の確保が充分とはいえない地区もみられます。そのため、今後もオープンスペースの新たな確保や、緑道等の整備が求められます。

<防災>の視点から見た緑地

凡例			
	河川		緊急道路啓開路線
	都市計画公園		建設省選定路線
	都市公園		首都高選定路線
	条例設置公園		東京都選定路線
	児童遊園		葛飾区選定路線
	公園予定地		建て詰まり
	民間遊び場		やや建て詰まり
	区立運動場		JR線
	避難場所		京成線
	防災重点地域		
	防災重点地区		



0 500 1000 2000 (m)

図 2-19 <防災>の視点から見た緑地



③レクリエーションの視点

- 区を流れる江戸川、荒川には広大な河川敷が広がり、野球やサッカー等の球技をはじめ、サイクリングや散策など区民の身近なレクリエーションの場となっており、今後、多様化した住民ニーズに対応した整備・改善が求められます。特に、荒川河川敷へは綾瀬川、中川を渡る必要がありアクセスが困難なため、橋の確保が求められます。
- 中川、新中川はコンクリート護岸になっている箇所が多く魅力に欠けます。また、沿川部分においては、堤防の存在により水を見れない箇所もあります。今後、沿川を含めた親水性の向上が求められます。
- 都内で唯一の水郷景観を持つ水元公園は、区民はもとより、他区市町村からも多くの来訪者があり、区を代表するレクリエーション空間として機能しているため、都市計画決定されている区域の整備の促進が求められます。
- 区内には水元公園以外にも、観光の名所となっている“堀切菖蒲園”、競技場を有する“総合スポーツセンター運動公園”、噴水などの水施設を有する“青戸平和公園、北沼公園、上千葉砂原公園”、ポニーや小動物とふれあえる“水元中央公園、上千葉砂原公園”、江戸川と連続した緑の空間を創出している“柴又公園”、交通広場を有する“新宿交通公園”、下水処理施設の屋上を利用した“小菅西公園”など、特徴的な機能・施設を有している公園が整備されており、更に特色ある整備が求められます。
- これらの公園が近くにない地域においては、開放している小学校の校庭や小規模な公園や児童遊園等が身近なレクリエーションの場となっています。しかし、校庭以外は全体的に街区公園の標準面積である0.25haに満たないものがほとんどであり、身近なレクリエーション空間が不足している地区が多くみられます。
- 立石・四つ木地区をはじめとした密集市街地においては、特に公園の不足が目立つため、その対応が求められます。
- 区民が直接土と触れることのできる貴重な空間として機能している区民農園は、全区で24箇所、約2.6haが整備されていますが、地域的に偏在がみられるため、既存の区民農園を維持していくとともに、地域バランスに配慮した新たな整備が求められます。

<レクリエーション>の視点から見た緑地

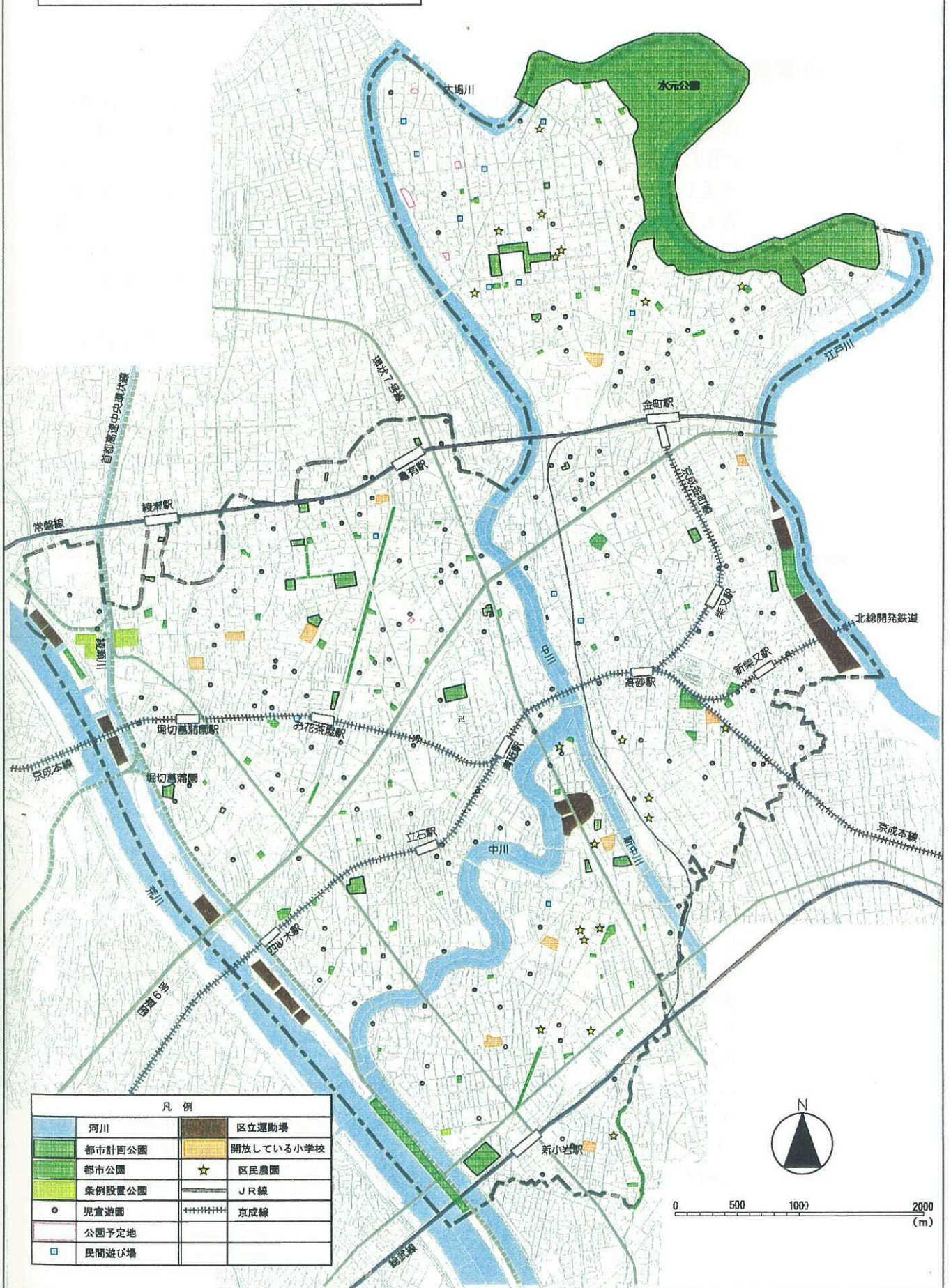


図 2-20 <レクリエーション>の視点から見た緑地



④景観の視点

- 隣接都市と川によって区切られている本区にとって、区境の河川や区外の周辺市街地は景観形成上、重要な場所と考えられます。中でも、荒川、江戸川は、グラウンド等が整備された緑豊かな河川敷も含めて、区を代表する美しい自然景観を創出しています。また、七曲りが有名な中川や新中川等も良好な景観を創出する要素となっています。しかし、コンクリート護岸により良好な景観形成を阻害している箇所等も見られるため、今後とも良好な沿川の自然景観を保全するとともに、より美しい景観を創出するための整備が求められます。
- 身近な景観を形成していた水路は、都市化の進展等にあわせて現在はほとんどが埋め立てられ残っていません。しかし、水路跡地は親水公園や緑道等として整備され、曳舟川親水公園や西井堀せせらぎパークなど新たな景観形成要素となっている部分も多くあります。今後は市街地の良好な景観づくりの一環として残された水路は、更なる緑道や親水公園などとしての整備が求められます。
- 水元公園や堀切菖蒲園は、区を代表する緑の景観を形成しています。特に水元公園は周辺も含めて第二種風致地区に指定されており、将来的にも良好な景観を形成していくことが期待される地区です。また、堀切菖蒲園は、区を代表する花しょうぶの歴史を今に伝える資源であることから、今後とも保全していくことが求められます。
- オープンスペースが少ない区内において、沿道の街路樹や庭木・生け垣などの私有地の緑は重要な要素です。特に、街路樹の中には、住民の印象に残る良好な景観を構成する要素となっているものもあり、今後、住民に親しまれる街路樹の創出や私有地における生け垣化・壁面緑化などの推進により緑を創出していくことが求められます。
- 柴又帝釈天やその門前参道、矢切の渡しを含む柴又一帯は寺社林をはじめとして緑も多く、区を代表する歴史的景観となっています。この他にも、区内には大小の寺社が比較的多く存在し、その寺社林が市街地の中の良好な緑の景観を形成しており、保全していくことが求められます。
- 区内にはシンフォニーヒルズやドームかつしか(郷土と天文の博物館)など、新たな都市的景観を生み出す要素も現れています。これら、新しい景観要素を補完するように周辺環境に緑を積極的に取り入れていくことが求められます。
- 区民の記憶に残る景観イメージのある場所は、水元公園や柴又のように主として区の端部に集中しており、中央部にはイメージを起こさせる場所が非常に少ないといえます。そのため、区のほぼ中央を流れる中川、新中川や区の景観形成の骨格軸となる4本の広域幹線道路、人々が集まる駅前等に緑豊かな景観形成を図ることが求められます。

＜景観＞の視点から見た緑地

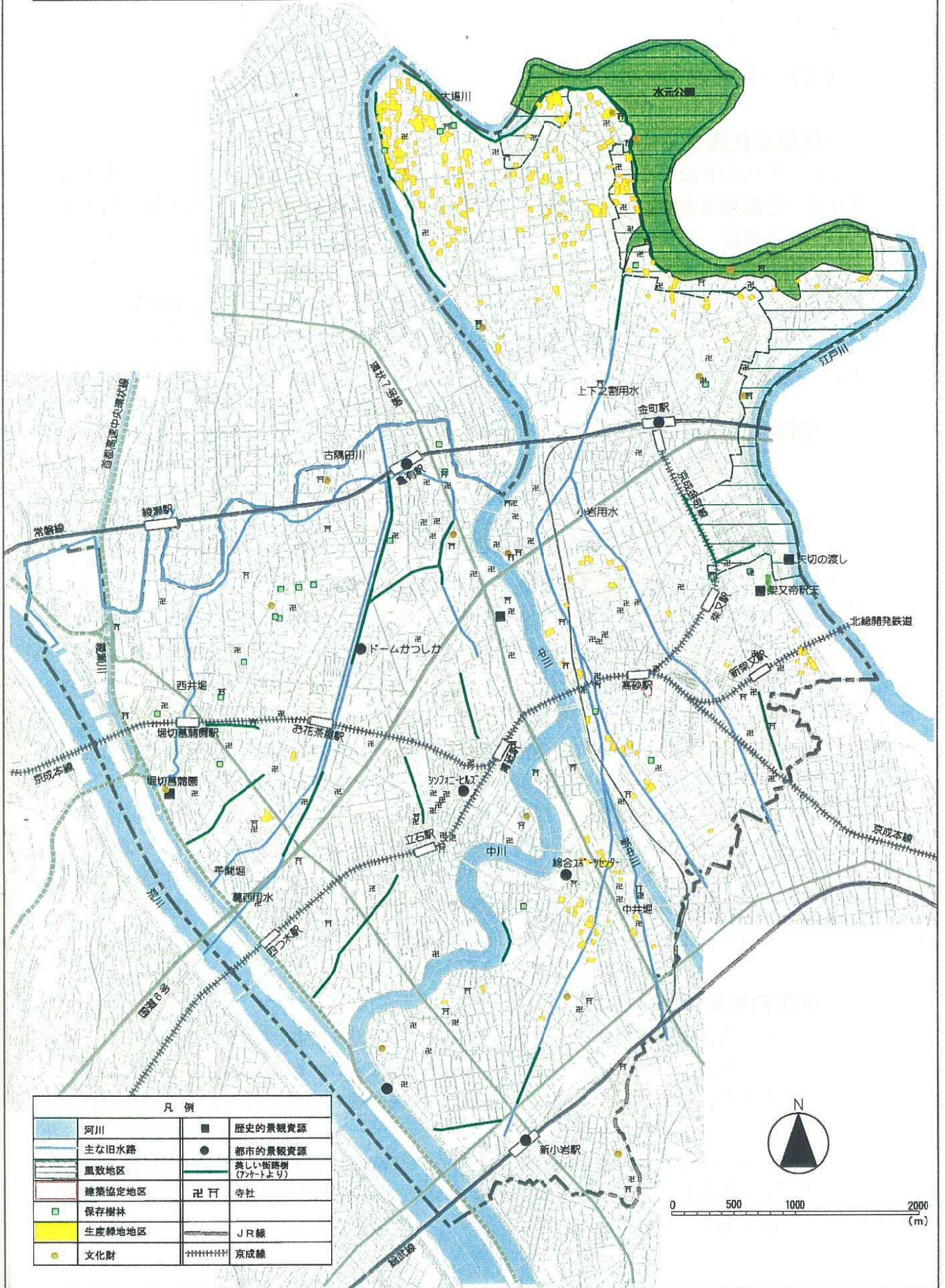


図 2-21 <景観＞の視点から見た緑地



(2) 総合的な解析・評価

①区を代表する大規模河川

区内を流れる荒川、江戸川、中川、新中川を始めとする河川は、生態系を含む環境保全の機能、延焼遮断帯等となる防災の機能、良好な河川景観を創出する機能、運動場等の整備による区民のレクリエーションの場としての機能などを有しており、本区を代表するオープンスペースとなっています。

しかしながら、中川、新中川等に見られる親水性が低い護岸整備が行われている箇所などもあるため、河川が有する多様な機能を活かせる整備をしていく必要があります。

②区を代表する水元公園

区の北端に位置する都立水元公園は、荒川等の大規模河川とともに、本区を代表するオープンスペースとなっています。区外からも利用者が訪れるレクリエーション機能はもとより、豊富な植生を有する環境保全などの機能も優れています。

今後は、既存の機能の強化と更なる特色ある機能の導入が求められます。

③市街地の中の身近な緑地空間である都市公園等

本区には、水元公園の他にも堀切菖蒲園や柴又公園等の特徴のある公園も含め、多くの都市公園が整備されており、主にレクリエーションの面で機能しています。しかし、これらの都市公園は地域的な偏在が見られ、近くに都市公園が整備されていない地域においては、規模や機能的には都市公園に及ばない児童遊園や民間の遊び場が都市公園と同じような役割を果たしています。

したがって、都市公園の適正配置に基づく新たな整備や規模の拡大が求められます。ただし、市街地の状況等により、このような整備が困難な地区においては、児童遊園といった都市公園が果たす役割を補完できる小規模なオープンスペースを確保していくことが求められます。

④区内を流れていた水路

区内を流れる水路は、生活に密着した市街地を特徴づける要素であったと考えられます。現在はそのほとんどが埋め立てられ、緑道等として整備されていますが、親水公園のように形を変え、住民の憩いの場となり、市街地の個性となっている地域もみられます。

これらを考慮して、既存あるいはかつての水路空間においては、緑道などとして整備していくとともに、可能な場合、市街地の中の水辺空間としての再整備が求められます。



⑤街を彩る街路樹

市街地の街路樹は、災害時の延焼遮断帯や安全な避難経路として、あるいは、沿道の環境保全などに機能しています。また、街路樹は区民アンケート等からも分かるように市街地の良好な景観形成に大きく寄与しています。特に身近に公園などの緑が少ない地域の中には、街路樹が創出する景観が地域を代表する緑の景観となっているところもみられます。

⑥歴史を物語る寺社林

区内の寺社林は減少している傾向にあるが、現在でも多くの寺社林が散在しています。社寺林の多くは、良好な緑地として、環境保全や景観形成等に機能しています。特に、柴又帝釈天周辺の緑は、区を代表するレクリエーション空間としても機能しており、区外からも多くの観光客を集めています。

このような寺社林を、保全していくことが求められます。

⑦市街地の主な緑となっている住宅の庭木や農地等

本区においては、河川空間を除くと、まとまった緑地がほとんど残っておらず、公園や街路樹、生産緑地等の農地などの緑が点在しているほかは、建物敷地内の緑である庭木や生垣などで、そのほとんどが占められています。地区西部の密集市街地等においては、公園や生産緑地等が近くにないため、他地区に比べて緑は少なく、庭木や路上に置かれた鉢植えなどが主な緑となっています。

このような市街地においては、生垣整備や壁面緑化などによる積極的な緑づくりが求められます。

総合的な視点から見た緑地

凡例			
	河川		保存樹林
	都市計画公園		区民農園
	都市公園		主な旧水路
	条例設置公園		美しい街路樹 (7ヶ所より)
	児童遊園		社寺
	民間遊び場		文化財
	区立運動場		JR線
	風致地区		京成線
	生産緑地地区		
	避難場所		

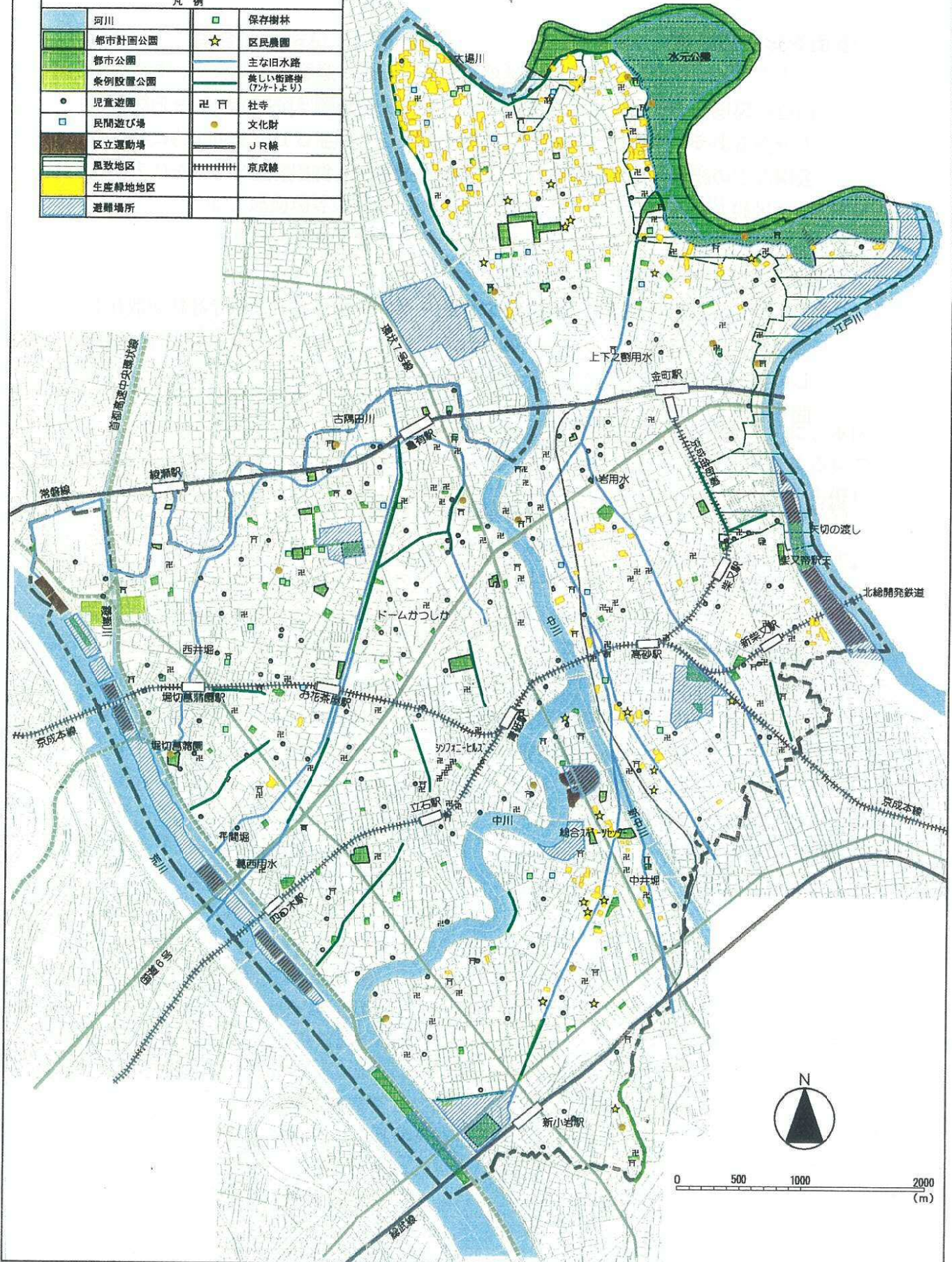


図 2-22 総合的な視点から見た緑地



2-5 緑とオープンスペースの課題

①都市公園等の量的不足と配置的偏り

区民にとって、都市公園は最も身近に感じることができるオープンスペースであります。現在も区には、水の流れを活用した曳舟川親水公園、下水処理場の上部を活用した小菅東スポーツ公園や小菅西公園等の多様な都市公園が整備されています。しかし、これらの都市公園は、配置状況に地域的偏りが見られるとともに、区民利用の利便性や防災面等を考慮すると、数的にも少ないといえます。都市公園が近くにない地域においては、児童遊園が身近なオープンスペースや災害時の一時集合場所等として機能していますが、大部分の児童遊園は都市公園と比較して規模や設備等劣る面があることは否めません。したがって、公園不足地域を解消するため、規模拡大による既存児童遊園の公園化や区全域における適正配置を目指した新たな確保が求められます。

②河川の保全と親水性の向上

葛飾区を流れる荒川、江戸川、中川、新中川等の河川は、豊かな生態系を育んだり、美しい景観を創出したりするのみではなく、河川敷には運動公園やサイクリングロード等が整備され、緑とふれあう憩いの場として区民に利用されています。しかし、このような整備は全域的に行われているわけではなく、逆に市街地と河川との間に連続性が全く感じられない地区や、高い堤防と上部を通る高速道路の影で暗いイメージになってしまっている地区もみられます。そのため、区面積の約1割を占め、前述のような機能をしているにもかかわらず、区を代表する緑としての区民の認知度は水元公園や堀切菖蒲園に比べ、低いものとなっています。

河川は、葛飾区の特徴であり、代表する緑であるため、良好な自然環境を保全するとともに、区民がもっと身近に感じ、誇りを持てるように、親水性を向上させていくことが求められます。

③水元公園等の区を代表する公園の機能充実

区の北端に整備された水元公園は、区のみならず東京都を代表する大規模公園であり、レクリエーションや環境保全等に機能しています。また、堀切菖蒲園や寅さん記念館と矢切の渡しがある柴又公園も、区民以外の観光客も多く集めています。これらの区を代表する大規模公園等は、今後も維持していくとともに更なる特色ある機能の導入を図ることが求められます。



④市街地における緑の創出

葛飾区は、住宅地、商業地、工業地がそれぞれ多様な特徴を持ち、市街地ごとに緑に関するイメージに大きな違いが見られます。堀切等の下町のなかには、家の前の空間が鉢植え等の緑で彩られた地区もみられます。また、白鳥の住宅地においては、多く整備された集合住宅の敷地内の緑が、緑豊かな住宅地のイメージを創出しています。一方で、西南部に多い住工混在地域では、公園等の整備が不十分であり、街路樹や民家の庭木等が代表となる緑となっている地区もあります。

これら市街地の特徴を把握し、緑地の確保や緑化の推進等それぞれの特徴に合わせた緑の創出が求められます。

⑤農地や樹林地等の適正な保全

葛飾区においては、公園や樹林地整備等の公共による緑の創出量を上回る民有地の緑地の減少が大きな原因となって、年々緑が減少している状況にあります。

屋敷林や寺社林などの樹林地や農地などの民有地の既存緑地は、市街地の中の貴重な緑の空間となっているため、適正に保全する必要があります。特に水元地区の残存する農地や屋敷林などは、都内でも珍しくなった美しい水郷景観を創出しているため、積極的な保全を図る必要があります。

⑥避難場所や避難経路となる緑地の確保

阪神淡路大震災以後、区民の生命と財産を守るために都市の災害対策は、特に重要視されている課題となっています。葛飾区内には、土地区画整理事業等による市街地の安全性を高める環境整備が進められている一方で、立石・四つ木地区等の木造住宅が密集し、延焼防止や一時集合場所として機能する都市公園等が不足している地域が現在も残っている状況にあります。また、区の特徴であり、区の中心部を流れている河川は、災害時には延焼遮断帯として機能することも期待できますが、避難場所等の位置によっては、市街地からの避難経路を限定する面も持っています。

したがって、これらを考慮し、一時的な避難場所や延焼防止機能をもつ公園や緑道等を確保していくことが求められます。



⑦区民の緑づくりへの支援や誘導

公共施設の緑化とともに、今後住宅や工場等の民有地の緑化が重要であると考えられ、その所有者である区民の理解と協力が不可欠となります。

現在は、地球規模的な自然破壊が問題視され、区民の緑に対する関心が高まっている状況にあります。また、区内には、現在も下町文化が残っており、住民による路上緑化等が多くみられるとともに、狭小宅地の中でも屋上やベランダの緑化等、独自の緑づくりも行われています。

今後、葛飾区において緑を増やしていく場合は、これらの区民による活動を支援するとともに、新たな活動を誘導し、区民の手による緑づくりを継続させていくことが求められます。

課題図

凡例			
	河川		保存樹林
	都市計画公園		区民農園
	都市公園		主な旧水路
	条例設置公園		美しい街路樹 (7メートルより)
	児童遊園		社寺
	民間遊び場		文化財
	区立運動場		JR線
	風致地区		京成線
	生産緑地地区		公園不足地域
	避難場所		

農地や屋敷林などの積極的な保全

区を代表する公園の機能充実

市街地における緑の創出と農地や樹林地等の適正な保全

避難場所や避難地となる緑地の確保

河川の保全と親水性の向上

都市公園等の量的不足と配置的偏りの解消

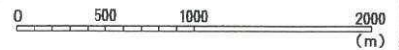


図 2-23 課題図